令和８年６月１日 改定

ショートステイ利用料金表

≪短期入所生活介護≫

（日額）

	介護度	サービス料(単位数)							食費(１日2,150円)			滞在費	利用者負担額		
		基本利用料	サービス提供体制強化加算Ⅰ	看護体制加算		夜間職員配置加算Ⅲ	機能訓練体制加算	計	朝食	昼食	夕食		負担割合１割の方	負担割合２割の方	負担割合３割の方
				加算Ⅲイ	加算Ⅳイ										
従来型個室 多床室	要支援１	451	22	―	―	―	12	485	620	880	650	1,250	3,885	4,370	4,855
	要支援２	561	22	―	―	―	12	595	620	880	650	1,250	3,995	4,590	5,185
	要介護１	603	22	12	23	15	12	687	620	880	650	1,250	4,087	4,774	5,461
	要介護２	672	22	12	23	15	12	756	620	880	650	1,250	4,156	4,912	5,668
	要介護３	745	22	12	23	15	12	829	620	880	650	1,250	4,229	5,058	5,887
	要介護４	815	22	12	23	15	12	899	620	880	650	1,250	4,299	5,198	6,097
	要介護５	884	22	12	23	15	12	968	620	880	650	1,250	4,368	5,336	6,304

	介護度	サービス料(単位数)							食費(１日2,150円)			滞在費	利用者負担額		
		基本利用料	サービス提供体制強化加算Ⅰ	看護体制加算		夜間職員配置加算Ⅲ	機能訓練体制加算	計	朝食	昼食	夕食		負担割合１割の方	負担割合２割の方	負担割合３割の方
				加算Ⅲイ	加算Ⅳイ										
ユニット型個室	要支援１	529	22	―	―	―	120	671	620	880	650	1,250	4,071	4,742	5,413
	要支援２	656	22	―	―	―	120	798	620	880	650	1,250	4,198	4,996	5,794
	要介護１	704	22	12	23	20	12	793	620	880	650	1,250	4,193	4,986	5,779
	要介護２	772	22	12	23	20	12	861	620	880	650	1,250	4,261	5,122	5,983
	要介護３	847	22	12	23	20	12	936	620	880	650	1,250	4,336	5,272	6,208
	要介護４	918	22	12	23	20	12	1,007	620	880	650	1,250	4,407	5,414	6,421
	要介護５	987	22	12	23	20	12	1,076	620	880	650	1,250	4,476	5,552	6,628

注）≪ 短期入所生活介護 ≫

① 生産性向上推進体制加算Ⅱ

１か月につき10単位がサービス料に加算されます。

② 送迎加算

利用時に送迎を行ったときは、片道184単位がサービス料に加算されます。

③ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

１か月につき、基本利用料・各種加算に１０００分の１７６を乗じた金額がサービス料に加算されます。

④ 食費・居住費(滞在費)について、介護保険負担限度額の認定を受けている方は、その認定証に記載された金額を１日あたりの負担上限額としてご負担いただきます。

⑤ 社会福祉法人による利用者負担軽減の認定を受けている方は、認定証に基づき利用者負担額が減額されます。

⑥ 当施設の従来型個室については、面積基準に満たないことによる経過措置として、多床室と同額の介護サービス費及び居住費(滞在費)が適用されます。

⑦ 食事を召し上がらず、おやつ及び飲み物のみ提供の場合、１日につき １００円をお支払いいただきます。

⑧ 理容組合紫雲寺班が来所し、施設で行う理容サービスを利用した場合の実費額は次のとおりです。

ア 理容 2,500円

イ カットのみ 2,000円

ウ 顔そりのみ 1,800円

⑨ 通常の実施地域以外で送迎距離が片道12kmを超える送迎を行う場合は、上記料金の他1回（片道)につき2,000円をご負担いただきます。

※ 詳細については、各事業所にお問い合わせください